

## 2 施策の推進

### 【基本目標Ⅰ 「環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築」を達成するための主要施策】

#### (1) 資源循環の推進

##### 【施策の目標】

廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を促進するとともに、やむを得ず排出された廃棄物を適正に処理し、不法投棄等の未然防止と是正を進めるなど、資源循環を図るための目標を次のとおりとします。

◆環境への負荷の少ない資源循環型社会の構築をめざします。

##### 【平成22(2010)年度の数値目標】

一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分の総量を265千t/年とします。<平成13(2001)年度の現状値：454千t/年>

##### 【数値目標の説明】

県内で排出された一般廃棄物及び産業廃棄物のうち、県内外の処分場で最終処分されたものの総量です。

※平成22(2010)年度の目標値の内訳は、一般廃棄物の最終処分量95千t/年(現状値184千t/年)、産業廃棄物の最終処分量170千t/年(現状値270千t/年)です。

#### 現状と課題

- ◆ 本県の一般廃棄物(ごみ)の総排出量は、概ね800千t前後で推移しており、平成13(2001)年度は786千tとなっています。一方、1人1日当たりのごみ排出量は、概ね1,200g前後で推移しており、平成13(2001)年度は1,157gと全国平均(1,124g)に比べ依然多い状況にあります。
- ◆ 平成12(2000)年度の産業廃棄物の発生量は3,619千tで、ここ数年、微減傾向が続いていますが、最終処分量は345千t(平成13(2001)年度：270千t)と大幅に減少してきています。また、県内外への搬入・搬出状況は、県外からの搬入量が692千tであるのに対し、県外への搬出量は353千tとなっています。
- ◆ 一般廃棄物(ごみ)の資源化量及び資源化率については、年々増加、上昇しており、平成13(2001)年度の資源化量は147千t、資源化率は18%(全国平均15%)となっています。また、産業廃棄物の資源化量は、平成12(2000)年度1,482千tで、ここ数年は微増の状況です。
- ◆ 産業廃棄物の不法投棄件数及び不法投棄量(平成14(2002)年度)は24件、約6,000tで、ここ数年、発生件数は増加しています。また、リサイクル原料や一時保管などと称した不適正処分など、手口が悪質化、巧妙化しており、十分な監視体制のもとでの早期発見と早期対応が求められています。
- ◆ 資源循環を円滑に進めていくための基本は、環境負荷の大きい大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、廃棄物そのものの発生抑制や再使用、再生利用の一層の推進など、社会全体を循環型社会の構造に変えていくことであり、そのための取組を総合的、計画的に進める必要があります。

- ※ 一般廃棄物の排出量等は、平成13(2001)年度実績が最新の資料となっています。
- 産業廃棄物の発生量等は、おおむね5年ごとの調査で把握しており、最新の調査年度は平成12(2000)年度です。なお、最終処分量については、この調査とは別に毎年度の状況を把握しています。
- ※ 産業廃棄物の不法投棄件数及び不法投棄量は、1件当たりの不法投棄量が10t以上又は有害廃棄物等を含む不法投棄事案についての件数と量です。

## 主要施策

### ア 廃棄物の発生抑制と再利用・再生利用の推進

「循環型社会形成推進基本法」や関連個別法、「三重県廃棄物処理計画」に基づき、県は事業活動に伴う廃棄物の減量化や再資源化の取組を率先実行するとともに、市町村における一般廃棄物の減量化や再資源化の取組を支援します。

特に、一般廃棄物については、平成15(2003)年11月に県が公表した「『ごみゼロ社会』実現に向けた基本方針」に基づき、市町村や住民、事業者との協働のもとで、ごみの排出量そのものの削減に向けた具体的な取組内容の検討と、その着実な実現を図っていきます。

また、住民に対しては、市町村や民間団体等との連携のもとで、過剰包装や使い捨て製品の使用自粛、使用可能な物はできるだけ長く使う、あるいは修理して使うという生活習慣の定着、生ごみの堆肥化とその利用など、廃棄物の発生が少ない生活様式の普及啓発や支援を行います。

事業者に対しては、製品の生産段階から廃棄物の発生抑制に配慮する取組、リサイクルが容易な製品づくりや容器等の再利用の促進を求めていくとともに、異業種の企業などが連携し、産業廃棄物に関する情報交換や企業間でのリサイクルシステムの検討など、ゼロ・エミッションに向けた取組を促進します。

また、再利用、再生利用が可能な廃棄物や容器包装等の循環利用を促進するため、住民、事業者、行政が連携してその回収と積極的な使用を進めるとともに、使用済み製品の交換や販売等の機会の提供により、製品の長期にわたる使用を促進します。

さらに、リサイクル製品の利用を促進するため、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品の県での優先的な使用に努めるとともに、市町村や住民、事業者に対してもリサイクル製品の利用促進の啓発を行います。

なお、ごみのRDF化による未利用エネルギーの利用については、RDF化施設、RDF焼却・発電施設など処理工程全体の安全性の確保を徹底します。

### イ 廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正な処理を確保するため、適正な中間処理施設や最終処分場の整備とともに、処理施設の一層の高度処理化など、処理施設からの環境への負荷の低減を促進します。

また、産業廃棄物の処理にあたっては、環境への影響に関する監視や適正な保管、処分を指導するとともに、事業者の自主的な情報公開を進めます。処理業者へ委託処理する場合にも、排出事業者責任のもとで適正な処理が行われるよう、産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の確実な実施を指導します。

さらに、これまで事業者で保管されていたPCB廃棄物については、「ポリ塩化ビ

フェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」に基づき、确实かつ適切に処分されるよう事業者を指導します。

一般廃棄物については、市町村等における処理施設の整備を促進するとともに、市町村の処理施設では適正処理が困難な廃棄物、特別な管理を要する廃棄物などについては、公共関与により整備した廃棄物処理センターにおいて適正な処理を進めます。

#### ウ 不法投棄等の不適正処理の未然防止と是正措置

廃棄物の不法投棄等不適正処理を防止するため、市町村等との協働による監視など産業廃棄物処理業者や排出事業者等への監視指導を強化するとともに、他府県との広域的な監視連携を図り、違反業者や悪質な不法投棄等に対しては、厳しい行政処分や告発を的確に行います。

過去の不法投棄等の事案のうち、将来、生活環境保全上の支障等が懸念されているものについては、安全性を確認する調査を行い、生命や健康被害に及び支障等があるところについては、是正措置を講じます。

また、市町村等と連携し不法投棄に対する迅速な処理体制の構築を進めるとともに、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、県有地等に放置されている自動車の撤去を進めます。

### (2) 地球温暖化の防止

#### 【施策の目標】

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減対策を進めるとともに、エネルギーの適正利用や新エネルギーの導入を促進するなど、地球温暖化の防止を図るための目標を次のとおりとします。

◆地域における温室効果ガスの排出削減に向け、全ての人びとが自ら進んで取り組む社会をめざします。

#### 【平成22(2010)年度の数値目標】

県内の二酸化炭素排出量を6,049千t(炭素換算)とします。<平成12(2000)年度の現状値：7,505千t(炭素換算)>

#### 【数値目標の説明】

本県の地球温暖化対策の基本となる「チャレンジ6－三重県地球温暖化対策推進計画－」に掲げる二酸化炭素排出量に係る目標値です。この目標値は、京都議定書の趣旨を踏まえ、平成22(2010)年度に、平成2(1990)年レベルから6%削減することとしています。

※平成22(2010)年度における計画の進捗状況は、平成23(2011)年度春に把握可能な平成20(2008)年度の実績値で評価します。なお平成20(2008)年度の二酸化炭素排出量の目標値は6,902千t(炭素換算)です。

#### 現状と課題

- ◆ 人間活動の拡大に伴って、二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に大気中に排出されるようになり、温室効果が強まって地球全体の温度が上昇しています。
- ◆ 平成9(1997)年12月の気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された

京都議定書で、わが国は、温室効果ガスの排出量を平成20(2008)～24(2012)年までに、平成2(1990)年の排出量から6%削減することとしています。本県では、この京都議定書の趣旨を踏まえ、「チャレンジ6－三重県地球温暖化対策推進計画－」(平成12年3月)を定め、県内の温室効果ガス排出量を平成22(2010)年までに平成2(1990)年比で6%削減することとしています。

- ◆ 本県の平成12(2000)年度の二酸化炭素総排出量は7,505千t(炭素換算)で、平成2(1990)年度の排出量(6,525千t(炭素換算))から約15%増加しています。部門別の排出量は、産業部門が約6割、民生部門2割、運輸部門2割となっています。近年では、産業部門の排出量は横ばい傾向にありますが、民生部門や運輸部門における排出量が増大する傾向にあります。
- ◆ 地球温暖化は、私たちの日常生活や事業活動と深く関わっている問題であり、今後も住民、事業者、行政が一体となって、二酸化炭素等の排出量削減に向けた取組を一層進めていく必要があります。

## 主要施策

### ア 温室効果ガス削減対策の推進

「チャレンジ6－三重県地球温暖化対策推進計画－」に基づき、産業部門、運輸部門、民生部門における温室効果ガスの排出量の削減を図るため、県における取組の活動拠点となる三重県地球温暖化防止活動推進センターを整備します。また、地域での取組を進めるため、地球温暖化対策地域協議会の設立を促進し、住民や事業者の温室効果ガス排出削減に向けた自主的な活動を促進します。

県は、「三重県庁地球温暖化対策率先実行計画」に基づき、自ら率先して温室効果ガスの削減を進めるとともに、事業活動における温室効果ガスの削減に向けた実効性のある新たな制度の検討を進めます。また、県民一人ひとりに対しては、地球温暖化の現状や対策の必要性を、環境教育の場や環境県民運動等を通じて普及啓発し、実践活動を促進します。

事業者に対しては、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、地球温暖化対策計画書の策定と公表を求めるとともに、市町村に対しては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地球温暖化対策実行計画の策定と公表を促します。

また、森林などの樹木による二酸化炭素の吸収・固定機能の促進を図るため、森林の保全と育成を進めるとともに、公共施設や家庭、事業所などでの緑化を促進します。

オゾン層破壊物質であるとともに温室効果ガスの一つでもあるフロンについては、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づく回収・破壊システムを的確に運用し、大気中へのフロン類の排出を抑制します。

さらに、温室効果ガス削減の有効な手段の一つである経済的手法については、現在国で温暖化防止のための税制度等の検討が進められているところであり、今後の制度化等の動向を踏まえながら、効果的な温室効果ガスの削減に向けて、県としても必要な協力を行っていきます。

## イ エネルギーの適正利用の推進

県施設における適切なエネルギー管理やエネルギー消費効率の高い機器の導入を進めるとともに、エネルギー資源の浪費を止め、効率的な利用を行うなどの省エネルギー対策を実施します。

また、家庭や事業所への省エネルギー機器や環境共生型建物の普及、ESCO事業の導入促進、都市部におけるコージェネレーション等を活用した省エネルギー型まちづくりを促進するための検討を進めます。

## ウ 新エネルギーの導入促進

太陽光や風力などの新エネルギーの利用を促進するため、「三重県新エネルギービジョン」に基づき県施設への率先導入に努めるとともに、住民や事業者による新エネルギーの導入に対する支援や新エネルギーに関する普及啓発を行います。

また、「三重県バイオマスエネルギー利用ビジョン」に基づき、バイオマス資源の計画的なエネルギー利用を促進するとともに、廃棄物の焼却余熱や工場廃熱などの未利用エネルギーの利用の促進に取り組みます。

## (3) 大気環境の保全

### 【施策の目標】

窒素酸化物等の大気汚染物質の排出を削減するとともに、騒音、振動及び悪臭を防止するなど、大気環境の保全を図るための目標を次のとおりとします。

◆きれいですがすがしい空気のなかで、静かでやすらかな日常生活が営める環境を確保します。

### 【平成22(2010)年度の数値目標】

環境基準(二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を達成した大気環境測定局の割合を100%にします。<平成14(2002)年度の現状値：66%>

### 【数値目標の説明】

県内の大気環境測定局のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質についての環境基準を達成した測定局の割合です。

※平成14(2002)年度の大気環境測定局数は、30局(一般環境測定局24局、自動車排出ガス測定局6局)です。

## 現状と課題

- ◆ 一般環境測定局における二酸化硫黄、二酸化窒素は、全ての測定局で環境基準を達成していますが、浮遊粒子状物質については、一部の測定局で環境基準を達成していません。また、自動車排出ガス測定局では、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が一部の測定局で環境基準を達成していません。
- ◆ 騒音、振動の苦情はここ数年減少傾向にありますが、悪臭の苦情についてはほぼ横ばいで推移しています。また、苦情の発生源はサービス業や個人住宅などが依然として大きな割合を占めています。

- ◆ 良好な大気環境を確保するため、環境基準が達成されていない国道23号など北勢地域の自動車環境対策を積極的に進める必要があります。また、日常生活等に起因する騒音、振動、悪臭等の問題については、生活環境に関する県民意識の高揚を図ることも重要です。

## 主要施策

### ア 大気汚染の防止

「大気汚染防止法」や「三重県生活環境の保全に関する条例」等に基づき、工場や事業場に対する規制、指導を行い、ばい煙、粉じん、炭化水素系物質等の排出を抑制します。

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染を防止するため、その原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制対策を、国と連携して進めます。

また、県内の大気環境の常時監視を行い、緊急時には「大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づく注意報等の発令や緊急時協力工場へ燃料削減措置等を要請します。

### イ 自動車環境対策の推進

自動車排出ガスによる大気環境への負荷を軽減するため、低公害車の導入を促進するとともに、アイドリング・ストップの普及啓発や公共交通機関の利用促進など自動車の効率的な利用に向けた取組を進めます。

また、関係機関と連携を図りながら、交通管制システムの充実や高度化等による交通の円滑化対策、道路網の体系的整備や物流対策などを進めるとともに、遮音壁の設置、低騒音舗装、植樹帯の整備などの道路構造の改善と沿道環境の整備を進めます。

特に、北勢地域8市町の区域については、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に基づき、国道23号等の沿道の大気環境の改善を進めます。

### ウ 騒音・振動の防止

「騒音規制法」、「振動規制法」及び「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、市町村に対する助言や連絡調整のもとで、工場や事業場、建設作業に対する規制、指導を行います。また、日常生活に伴う近隣騒音については、住民、事業者に対する啓発活動を進めます。

さらに、住居地域での静穏な環境を保全するため、「都市計画法」に基づく適正な土地利用区分の誘導や必要に応じた緩衝緑地の設置などを進めます。

### エ 悪臭の防止

「悪臭防止法」に基づき、市町村に対する助言や連絡調整のもとで、工場や事業場に対する規制、指導を行うとともに、発生源の立地状況や苦情の状況等を踏まえ、規制地域の見直しや複合臭にも対応できる臭気指数規制の導入を進めます。

また、畜産に伴う悪臭については、家畜排泄物処理施設の整備促進や脱臭等の環境改善技術の普及、指導を行います。

## (4) 水環境の保全

### 【施策の目標】

水質汚濁物質による環境への負荷の低減を図るとともに、水循環機能を維持し、向上するなど、水環境の保全を図るための目標を次のとおりとします。

◆きよらかで豊かな水環境を確保します。

### 【平成22(2010)年度の数値目標】

水浴びや水遊びができる程度に水質(BOD2mg/ℓ以下)が維持又は浄化されている河川の水域割合を93%にします。<平成14(2002)年度の現状値：72%>

### 【数値目標の説明】

環境基準の類型が指定されている県内の河川水域のうち、BOD2mg/ℓ以下の水質を確保している水域の割合です。

※平成14(2002)年度において、環境基準の類型が指定されている河川水域は60水域(45河川)です。

## 現状と課題

- ◆ 本県は、北の木曾三川(揖斐川、長良川、木曾川)から南の熊野川までの伊勢湾や熊野灘に流入する大小の河川や伊賀地域を流れる木津川など、多くの河川と豊かな水環境を有しています。ここ数年の河川水質(BOD)については、環境基準の達成率が70%前後で推移しており、都市内河川などでは依然として改善が十分ではありません。また、伊勢湾や英虞湾などの閉鎖性水域については、富栄養化等により水質が改善されていない状況にあります。
- ◆ 本県の水質汚濁の原因の大部分は、日常生活による生活排水と考えられますが、生活排水処理施設の整備率は60.5%(平成14年度末現在、全国第30位)と整備が進んでいない状況です。このため、良好な水環境の保全に向けて、総合的な生活排水対策を一層推進するとともに、事業場排水の規制、指導や有害化学物質による地下水汚染の防止に努める必要があります。
- ◆ 経済活動の進展や生活様式の変化等に伴い水需要が増加する一方で、森林の荒廃、各種開発事業や地表面の不透水化などにより、平常時の河川の自然流量が減少してきています。人の生活に必要な水資源の確保、野生動植物の生息・生育環境を保全するため、山から海までを一体的にとらえ、健全な水循環を確保し、質及び量がそろった良好な水環境を保全する必要があります。

## 主要施策

### ア 水質汚濁の防止

河川、海域等の水質や利水状況などを踏まえ、環境基準の類型指定の追加や見直しを行うとともに、「水質汚濁防止法」や「三重県生活環境の保全に関する条例」等に基づき、工場や事業場に対する規制、指導を行います。

また、伊勢湾の水質を保全するため、工場や事業場に対し、「水質汚濁防止法」に基づく化学的酸素要求量(COD)、窒素及びりんに係る総量規制基準の遵守を徹底します。

法令等の規制対象とならない小規模な工場や事業場等の排水については、適正な排水処理を指導するとともに、畜産経営に起因する水質汚濁を防止するため、畜産農家への巡回指導や家畜ふん尿処理施設の整備を促進します。

#### イ 生活排水対策の推進

「三重県生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）」に基づき、地域の特性に応じた下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の総合的、計画的な整備を進めます。水質改善が特に必要な地域で、生活排水処理施設の整備が遅れており、下水道処理施設での整備が見込まれない地域については、合併処理浄化槽あるいは農業集落排水処理施設を重点的に整備します。

また、住民、事業者、市町村の協働と連携のもとで、日常生活における生活排水対策を促進します。

浄化槽については、適正な維持管理に関する指導や啓発を実施するとともに、既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。

#### ウ 水循環・浄化機能の確保と水資源の適正利用

河川や地下水の健全な水循環を確保するため、水源涵養能力が高い森林や農地の適正な維持管理を進めます。また、雨水の貯留・浸透機能を確保するため、公共施設等における浸透ますの設置や透水性舗装などを進めます。

海域の水質浄化機能を維持向上するため、干潟等の保全や復元などの対策を進めます。また、汚濁の進んだ海域では、有用微生物群等の生物を利用した水質浄化に取り組みます。

水の循環的、合理的な利用を図るため、日常生活や事業活動での節水を促進するとともに、雨水等の中水利用などの循環的利用を促進します。また、北勢地域の地盤沈下を防止するため、地下水位等の観測や地下水の揚水規制を進めます。

さらに、河川流域全体の健全な水循環を確保するため、上流域における森林の維持管理、中下流域での生活排水対策等の推進などの諸施策を総合的に実施するとともに、住民や事業者の参加と協働のもとでの広域的な取組を進めます。

### (5) 化学物質に起因する環境リスク対策の推進

#### 【施策の目標】

化学物質の大気や公共用水域等への排出を抑制し、化学物質による土壌や地下水の汚染を除去するなど、化学物質に起因する環境リスクの低減を図るための目標を次のとおりとします。

◆化学物質による環境汚染のおそれのない安全、安心な暮らしを確保します。

#### 【平成22（2010）年度の数値目標】

有害化学物質の大気、水質に係る環境基準の達成率を100%にします。＜平成14（2002）年度の現状値：98%＞



#### 【数値目標の説明】

県内の大気及び水質の有害化学物質の調査地点のうち、有害化学物質に係る全ての項目が環境基準を達成した地点割合の平均値です。

$$\text{(注) 達成率(\%)} = \left[ 0.5 \times \frac{\text{大気環境基準の達成地点数}}{\text{大気有害化学物質調査地点数}} + 0.5 \times \frac{\text{水質環境基準の達成地点数}}{\text{水質有害化学物質調査地点数}} \right] \times 100$$

※ 平成14(2002)年度の調査地点数は、大気環境調査32地点、河川環境調査98地点(県調査地点)です。

### 現状と課題

- ◆ 各種の事業活動や私たちの日常生活においては、直接、間接を問わず多くの化学物質が使用されています。これらの化学物質の中には、近年の調査結果の蓄積や科学的知見の充実により、環境汚染の実態が明らかになり、あるいはその恐れが指摘されているものも少なくありません。近年では、ダイオキシン類や外因性内分泌攪乱化学物質(いわゆる環境ホルモン)などへの県民の関心が高まっています。
- ◆ 県では、毎年、大気環境中及び表流水、地下水中の有害化学物質の調査を行っています。その結果によると、大気中の有害化学物質については、環境基準が定められているトリクロロエチレン等5物質は全て環境基準を達成しています。また、地下水については、県下全域108地点(4年ごとの周期調査)の環境調査の結果、新たな汚染の拡大は見られていません。外因性内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)についても、全国の調査結果と比べて、特に問題となる状況ではありません。
- ◆ 化学物質に対しては、人や生態系へ有害な影響を及ぼすおそれ(環境リスク)を持つあらゆる化学物質の管理と使用を適切に行い、環境への排出量を減らし、環境リスクを総合的に低減させていくことが必要です。また、土壌の汚染は地下水の汚染と密接に関係しているため、地下水と土壌を一体的にとらえ保全していく必要があります。

### 主要施策

#### ア 有害化学物質対策の推進

有害化学物質による環境汚染の状況を把握するため、大気、水の定期的な調査を行うとともに、「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」などの関係法令に基づき、工場や事業場に対する排出規制や処理施設の設置、生産工程の改善等の指導を行います。

特に、県民の不安感が大きいダイオキシン類については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、発生源となる焼却施設等の監視、排出の規制及び施設の改善指導等を行います。

また、人体や環境への影響の程度が科学的に十分解明されていない外因性内分泌攪乱化学物質については、国等での調査・研究成果などの科学的知見の収集に努めるなど、環境汚染防止のための基礎情報の収集と整備を進めます。

#### イ 化学物質の適正管理の推進

有害性のある多種多様な化学物質の発生源と排出量及び移動量の把握を目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRT法)」に基づき、事業者による化学物質の排出状況の把握と公表、自主的な管理

の改善と排出削減への取組を促進します。

また、このPRTRの資料は、化学物質対策の優先づけや対策の進捗状況の把握などの基礎的な資料として活用するとともに、化学物質の環境調査結果等も含め県民に判りやすい形で公表し、情報不足による化学物質への不安の解消を図ります。

#### ウ 地下水・土壌汚染対策の推進

有害化学物質による地下水や土壌の汚染に対しては、その汚染原因の究明を行うとともに、「土壌汚染対策法」に基づく指定区域の指定、汚染の浄化や汚染物質の封じ込めなど、土地所有者等による地域の実情に応じた適切な対策を促進します。

また、土壌汚染対策を適切に行うため、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、土壌汚染を発見した時の届出、有害化学物質を使用する事業場での定期的な土壌等の調査など県独自の取組を進めます。

また、農地については、「三重県環境保全型農業推進基本方針」に基づき、化学肥料や農薬の使用量の低減と適正な使用の指導、啓発などを進めます。ゴルフ場については、農薬使用に伴う公共用水域の汚染を防止するため、事業者の自主検査を促進します。